



連絡先：〒349-1211 埼玉県加須市飯積 560-1
TEL: 0280-62-3870 FAX: 0280-33-3871
e-mail: sato.sr.office@gmail.com
ホームページ: <https://www.sato-sr-office.com/>

佐藤社会保険労務士・
労務コンサルティング事務所便り

**令和5年度最低賃金額
全国平均で初の1,000円超え**

◆目安はAランク 41 円、Bランク 40 円、
Cランク 39 円

7月28日、中央最低賃金審議会で令和5年度の地域別最低賃金額改定の目安の答申が取りまとめられ、Aランク 41 円、Bランク 40 円、Cランク 39 円に決定しました。引上げ額はこれまでで最も大きく、全国平均で時給 1,002 円と、初めて 1,000 円を超えました。

これを受けて全国の地方最低賃金審議会で議論が始まり、8月7日には東京都では 41 円引き上げて 1,113 円、また秋田県では過去最高の上げ幅となる 44 円引き上げて 897 円とするよう答申した、と報じられています。

◆引上げ額の目安が 4.3%を基準として
検討された理由

政府の方針や賃金、通常の事業の賃金支払能力、労働者の生計費を総合的に勘案して 4.3%が基準とされましたが、目安の議論を行ってきた公益委員見解では、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年 10 月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は 4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、特に労働者の生計費を重視した目安額としたとされています。また、この目安額が中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点

で厳しいものであると言わざるを得ない、ともしています。

◆厚生労働大臣が中小企業・小規模事業者に対する支援策に言及

中央最低賃金審議会の答申において要望のあった、業務改善助成金の対象事業場拡大等について、加藤厚生労働大臣は8月8日の記者会見において、できるだけ早期に行うよう検討を進め、検討内容を踏まえて後日発表したいと表明しています。

【厚生労働省「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html



**12月よりアルコール検知器による
アルコールチェックが義務化されます**

◆12月1日から義務化決定

現在、令和4年4月施行の道路交通法の改正により、「白ナンバー」車(自家用車)を5台以上、または定員 11 人以上の車を1台以上保有している事業者は、運転の前後に目視による酒気帯びの確

認とその記録の1年間の保管が義務付けられています。しかし、12月1日からは、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化されることが決定しました。

検知器によるアルコールチェックの義務化は、当初は令和4年10月の施行を予定していましたが、世界的な半導体不足の影響でアルコール検知器の供給が間に合わないとして延期となっていました。その後、アルコール検知器の生産・供給が可能な状況となり、パブリックコメントを募集し施行日が決定しました。

◆アルコールチェックの業務

アルコール検知器を用いたアルコールチェックの業務は以下のとおりです。

- ・運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器{※}を用いて行うこと
- ・アルコール検知器を常時有効に保持すること。

※アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。

また、運転業務前後に、安全運転管理者による目視での確認(対面で顔色、呼吸(アルコールの匂い)等)と記録が必要となります。

◆使用者が責任を問われることも

従業員が酒気帯び運転や飲酒運転で事故を起こした場合、使用者に刑事罰が科される場合がありますし、企業イメージにも大きな影響を与えることとなります。滞りなくアルコールチェックが実施できるように体制を整えておきましょう。

【警視庁「アルコール検知器使用義務化規定の適用について」】

https://www.npa.go.jp/news/release/2023/02_sankou.pdf

【警察庁ポスター、リーフレット】

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyuu/img/ankanleaflet.pdf>

9月の税務と労務の手続期限

提出先・納付先

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

10月2日

- 個人事業税の納付<第1期分>[郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

★★★事務所よりひと言★★★

10月から最低賃金の変更があります。10月からの働いた分に対する賃金の変更に ついて確認をしていただくようお願いします。

・埼玉県	987円	→	1,028円
・東京都	1,072円	→	1,113円
・千葉県	984円	→	1,025円
・茨城県	911円	→	951円
・栃木県	913円	→	953円
・群馬県	895円	→	935円

扶養の関係(103万円、130万円)については現時点では変更はありません。賃金アップにより扶養の範囲を超えることがないように各事業所でチェックをお願いします。